

勤務医師協のグループ共済（災害保障特約付団体定期保険）

契約概要

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

主契約…団体定期保険 付加している特約…団体定期保険災害保障特約

※特約の名称について、本資料、別紙1-Aおよび別紙2の文中では「団体定期保険」を省略して記載しています。

2. 商品の特徴について

- ・役員・組合員などに死亡・高度障害等の保障をご準備いただくため、当組合が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- ・加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。掛金はご加入者にご負担いただきます。
- ・保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続いただけます。一旦加入すれば、その後病気になられても、加入対象者である限り同額もしくはそれ以下の保険金額・給付金額で継続加入できます。

3. 加入対象者、保険金額および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている本資料の該当箇所をご確認ください。

4. 保険金などが支払われる場合について

保険期間中、保険金などが支払われる場合は次のとおりです。

【死亡保険金】※1

ご加入者が保険期間中に、死亡されたとき。

【高度障害保険金】※1

ご加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態（※2）になられたとき。

【災害保険金】

ご加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故（※2）による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症（※2）を直接の原因として死亡されたとき。なお、災害保険金は、同一の事故を原因としてすでに支払われた障害給付金があれば、その合計額を差し引いて支払われます。

【障害給付金】

ご加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に障害等級第1級～第6級（※2）のいずれかになられたとき。なお、障害給付金は何度でもその都度支払われますが、同一の不慮の事故または同一の保険期間において通算して災害保険金の10割をもって限度とします。

【入院給付金】

ご加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に5日以上入院（※2）を開始されたとき。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日（更新前の入院日数を含む）を限度とします。

※1 死亡保険金、高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でそのご加入者の保障が消滅します。

なお、配偶者が加入されている場合には、本人の保障が消滅したとき、配偶者の保障も自動的に消滅します。

※2 詳細は「支払に関する補足説明」をご参照ください。

保険金などが支払われない場合があります。詳しくは、別紙1-A「注意喚起情報」の「5. 保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。

5. 保険料について

具体的な加入内容が記載されている本資料の該当箇所をご確認ください。

※本資料の文中では、保険料を「掛金」に置き換えて記載しています。

6. 配当金について

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

7. 脱退による返戻金について

脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は各加入者の保険金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社（引受割合） 2018年9月14日現在】

住友生命保険相互会社(62.5%) [事務幹事会社]	第一生命保険株式会社(16.8%)	朝日生命保険相互会社(0.1%)
日本生命保険相互会社(17.6%)	明治安田生命保険相互会社(3.0%)	

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

ご加入コースと掛金

支払事由		保険金・給付金	ご本人				配偶者
			A コース	B コース	C コース	D コース	A コース
主契約	病気で死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 4000	万円 3000	万円 2000	万円 1000	万円 500
	災害で死亡されたとき	死亡保険金 + 災害保険金	万円 5000	万円 4000	万円 3000	万円 2000	万円 1000
主契約 + 災害保障特約	災害で高度障害状態になられたとき ※	高度障害保険金	万円 4000	万円 3000	万円 2000	万円 1000	万円 500
	災害で障害状態(障害等級第1級～第6級)になられたとき ※	障害給付金	万円 1000 ～ 100	万円 1000 ～ 100	万円 1000 ～ 100	万円 1000 ～ 100	万円 500 ～ 50
	災害で入院されたとき	入院給付金 (入院給付日額×入院日数)	円 15,000	円 15,000	円 15,000	円 15,000	円 7,500

掛金月額 (円)	満17歳6か月超 35歳6か月以下の方 (注)下記「加入対象者」欄をご参照ください。	男性	5,340	4,390	3,440	2,490	1,245
		女性	3,830	3,220	2,610	2,000	1,000
	満35歳6か月超 40歳6か月以下の方	男性	6,380	5,170	3,960	2,750	1,375
		女性	5,470	4,450	3,430	2,410	1,205
	満40歳6か月超 45歳6か月以下の方	男性	8,100	6,460	4,820	3,180	1,590
		女性	6,390	5,140	3,890	2,640	1,320
	満45歳6か月超 50歳6か月以下の方	男性	10,940	8,590	6,240	3,890	1,945
		女性	8,470	6,700	4,930	3,160	1,580
	満50歳6か月超 55歳6か月以下の方	男性	15,220	11,800	8,380	4,960	2,480
		女性	10,950	8,560	6,170	3,780	1,890
	満55歳6か月超 60歳6か月以下の方	男性	21,300	16,360	11,420	6,480	3,240
		女性	13,510	10,480	7,450	4,420	2,210
	満60歳6か月超 65歳6か月以下の方	男性	31,780	24,220	16,660	9,100	4,550
		女性	17,470	13,450	9,430	5,410	2,705
	上記のうち災害保障特約掛金月額 (円)		男性 1,540	1,540	1,540	1,540	770
			女性 1,390	1,390	1,390	1,390	695

※災害で高度障害状態になられたときは、災害で障害等級第1級になられたときの障害給付金もあわせて支払われます。

■掛金について

記載の掛金は概算保険料です。実際の掛金は、申込締切後に確定します。すでに掛金が払い込まれている場合は、確定掛金との差額を精算します。また、掛金は毎年更新日（1月1日）に見直されます。

■ご加入コースの選択について

配偶者だけのご加入はできません。ご本人と必ず一緒にご加入ください。

お取扱いについて

加入対象者	年齢は2019年1月1日現在の表示 ①役員（非常勤を含む）および組合員の方（本人） （満23歳6か月超65歳6か月以下） ②役員（非常勤を含む）および組合員の配偶者の方 （満17歳6か月超65歳6か月以下） ●上記加入対象者ではない方は加入できません。万一、ご加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても保険金などは支払われません。
加入日（保障開始日）	年12回 毎月1日
保険期間	2019年1月1日から2019年12月31日までの1年間となります。以後原則、1年ごとに更新して継続します。ただし、保険期間途中のご加入者は、その中途加入日から2019年12月31日までが初年度の保険期間となります。
受取人	死亡保険金・災害保険金：ご加入者が指定された方。 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金：保障の対象となる方。

支払に関する補足説明

契約概要「４．保険金などが支払われる場合について」に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」「入院」「障害等級第１級～第６級」について以下のとおり補足説明します。

高度障害状態(具体的事例)

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が０．０２以下の場合
2	・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の３大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の３大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の３大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の３大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

入院(ご留意いただきたい点)

- 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- 支払対象となる入院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限ります。
- 支払対象となる入院は、特約の加入日以後に発生した「不慮の事故による傷害」を直接の原因とする場合に限ります。

不慮の事故(主な例)

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および火焰による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症（治療の原因が疾病によるものを除く）

感染症

対象となる感染症は下記のもの（※）をいいます。
コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りません。）
※平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中のもの（分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」による）

障害等級および障害給付金の給付割合

	〈等級一災害保険金に対する給付割合〉
身	〈第1級一10割〉 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	〈第2級一7割〉 8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
体	〈第3級一5割〉 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または運動障害を永久に残すもの
	〈第4級一3割〉 18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの

	〈等級一災害保険金に対する給付割合〉
身	〈第4級一3割〉 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの
	〈第5級一1.5割〉 28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの
体	〈第6級一1割〉 37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの

上記についての詳細は、別紙2に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも記載していますので、ご参照ください。